

## 正副理事長・理事会議次第

日 時 平成 27 年 10 月 8 日(木)13:00～

場 所 かながわ県民センター3階 301 会議室

開 会

### 1 理事長挨拶

### 2 議題

- (1) 第 57 回関東ブロック保育研究大会について
- (2) 「保育の日前夜祭」について
- (3) 保育事業大会処理委員会（選考方法について）
- (4) その他

### 3 報告事項

- (1) 全保協情報
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

## 10月企画運営委員会次第

日 時 平成27年10月8日(木)14:30～  
場 所 かながわ県民センター3階301会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 第57回関東ブロック保育研究大会について
  - (2) 「保育の日前夜祭」について
  - (3) その他

- 
- 4 報告事項
    - (1) 全保協情報 15-17
    - (2) 部会からの報告
    - (3) 地域からの報告
    - (4) その他

閉 会

※10月企画運営委員会(予定)

平成27年12月4日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館2階第1会議室

平成 27 年 10 月 8 日

各保育園園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

「保育の日前夜祭」の開催について(ご案内)

朝夕涼しくなり、日ごとに秋の気配が感じられる時節となってまいりましたが、皆様方にはますますご健勝でご精励のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業の促進につきましては、日ごろから格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も「保育の日前夜祭」を別紙要領のとおり開催し、次代を担う子どもたちの育成に多大な貢献をされ、本年度表彰の栄を受けられました方々をお祝いいたしますとともに、保育の将来を語り合い、事業発展の糧といたしたいと存じます。

つきましては、貴園長様はじめ職員の皆様のご参加を賜り、盛会といたしたく存じますので、万障お繰り合わせのうえご参加いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、お手数をおかけいたしますが別記参加連絡票により、11月13日(金)までに県保育会事務局宛てお申込みいただくよう、よろしく願いいたします。

[県保育会事務局] 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 県社会福祉会館内  
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

別記 12 / 4 「保育の日前夜祭」参加連絡票

(保育園名)

(電話番号)

職 名	ご出席者のお名前	職 名	ご出席者のお名前
参 加 費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		

## 「保育の日前夜祭」(第38回) 開催要領

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成27年12月4日(金) 17:30~20:00  
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 4階 「浜風」  
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)  
(電話) 045(411)1111(代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者  
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 神奈川県県民功労者表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等  
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長  
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長  
(4) 神奈川県ゆりの会会長  
(5) 神奈川県保育士会会長  
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈  
(2) 来賓祝辞、紹介  
(3) アトラクション 選定中  
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 11,000円  
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。  
当日持参いただく場合、おつりのないようをお願いいたします。  
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。  
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)  
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所運営費は私立保育所に対する「委託費」として、一定の使途範囲を定める運用が示される  
 ～「保育所運営費の経理等について（児発第299号：平成12年3月30日）」が廃止され、新たに「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等の通知が発出…………… 1
- ・私立保育所の公定価格について、基本分内訳が示される  
 ～【通知】「私立保育所の運営に要する費用について」が発出～…………… 4
- ・秋の全国交通安全運動が9月21日より始まります  
 ～子どもに対する交通安全教育の推進を～…………… 6
- ・ネパール地震災害福祉支援活動へのご協力をお願い  
 ～9月30日まで受け付けています～…………… 6

## ◆子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所運営費は私立保育所に対する「委託費」として、一定の使途範囲を定める運用が示される◆

～「保育所運営費の経理等について（児発第299号：平成12年3月30日）」が廃止され、新たに「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等の通知が発出

9月3日、内閣府及び厚生労働省は、通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」を、都道府県宛てに発出しました。本通知の発出により、「保育所運営費の経理等について（児発第299号：平成12年3月30日）」は廃止されます。また、同日併せて、本通知に係る「取扱い」並びに「運用」についての通知が発出されています。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、文言の整理（保育所運営費→委託費、民間施設給与等改善費→処遇改善等加算の基礎分）がなされました。また、児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとされ、平成27年度分の委託費から適用されるため、委託費を他の社会福祉施設等に充てる際の弾力運用の要件について、「処遇改善等加算の賃金改善要件（キ

キャリアパス要件も含む。) のいずれも満たしていること」が盛り込まれています。

従来の通知からの主だった変更点については、以下のとおりです。通知の全文については別添資料をご参照ください。

**【通知】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 従来の通知からの主だった変更点等**

○ **保育所運営費**

→子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費

○ **民間施設給与等改善費（民改費）**

→処遇改善等加算の基礎分（改善基礎分）

○委託費を、同一の設置者が運営する子育て支援事業（地域子ども・子育て支援事業）及び社会福祉施設等に係る経費等に充てる弾力運用の要件

→以下の、 ①～⑦及び ①～③のいずれも満たすこと

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。）のいずれも満たしていること。

#### ○賃金改善要件分等の取扱い

賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（通知）」において、職員の賃金改善に充てることとされている（～略～）。

当該通知において、「**職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。**」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省））」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

#### ○委託費の経理に係る指導監督

本通知に定める以外の支出が行われていた場合には、**4月分から翌年3月分までの間で責職が適当と認める間の改善基礎分全額について加算を停止するもの**とすること。

なお、加算を停止した施設であっても、別表1\*に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)の①から⑦まで（前ページ☐参照）に掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2\*に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

#### \*別表1

- 1 「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること

- 3 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認め

られるもの

- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
- 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成25年5月16日雇児発0516第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

\*別表2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

## ◆私立保育所の公定価格について、基本分内訳が示される◆

～【通知】「私立保育所の運営に要する費用について」が発出～

9月3日、内閣府及び厚生労働省は、通知「私立保育所の運営に要する費用について」を、都道府県、指定都市、中核市宛てに発出しました。

私立保育所の保育の実施については、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後も市町村に実施義務があり、市町村から委託費として運営に要する費用が支弁されています。

委託費は、その性格上一定の用途範囲が定められることから、その適切な運用のため、基本分単価等の内訳について示されるものです。

以下に主だった項目について記載するとともに、通知の全文については別添資料をご参照ください。

### 【通知】私立保育所の運営に関する費用について（抜粋）

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

○ 事業費関係



一般生活費

- ・ 3歳未満児 児童1人月額 9,804円
- ・ 3歳以上児 " 6,637円

○ 管理費関係…別添資料の通知中の「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

○ 人件費関係

平成27年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費（年額）	
			調整数	基本額	平成26年度当初	平成27年度当初
所 長	(福) 2-33	251,500円	-	-	約459万円	約466万円 (+1.5%)
主任保育士	(福) 2-17	231,744円	1	9,200円	約423万円	約430万円 (+1.7%)
保 育 士	(福) 1-29	197,268円	1	7,800円	約356万円	約363万円 (+2.0%)
調 理 員 等	(行二) 1-37	168,100円	-	-	約292万円	約299万円 (+2.3%)

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
- 5 地域区分について別途加味する必要がある。
- 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

○ 処遇改善等加算（基礎分）

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%
7%加算分	5年以上 6年未満	5%	2%

6%加算分	4年以上	5年未満	4%	2%	
5%加算分	3年以上	4年未満	3%	2%	
4%加算分	2年以上	3年未満	2%	2%	
3%加算分	1年以上	2年未満	1%	2%	
2%加算分	1年未満		0%	2%	

## ◆秋の全国交通安全運動が9月21日より始まります◆

### ～子どもに対する交通安全教育の推進を～

平成27年度の秋の全国交通安全運動が、9月21日～30日の10日間にわたり実施されます。

今年度の全国交通安全運動推進要綱では、「保育所、幼稚園、小学校等における実施要領」として、「保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。」とされています。

子どもに対する交通安全教育の推進として、「保育所の児童に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等を含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーの教育の実施」等について、本会の会員保育所への周知に関する依頼がありました。

詳細は、下記 URL からご確認ください。

[http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h27\\_aki/youkou.html](http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h27_aki/youkou.html)

## ◆ネパール地震災害福祉支援活動へのご協力の

### お願い◆

～9月30日まで受け付けています～

4月25日に首都カトマンズを襲った地震では、多数の人が犠牲になるとともに、生活基盤も甚大な被害を受けました。これまでも緊急の救援活動が実施されてきましたが、今後は中長期的な復旧・復興に関する支援が必要になっています。

そこで、被災地域の支援を行う福祉団体等の活動を側面的に支援するための募金を実施しております。本募金は9月30日まで受け付けを行っています。

本募金の趣旨等をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

送金口座 ①ゆうちょ銀行 振替口座 00180 -3-730009

口座名義 社会福祉法人 中央共同募金会

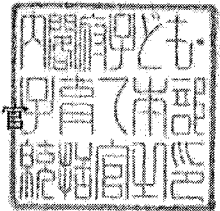
②三井住友銀行 東京公務部 普通預金 0162563

口座名義 社会福祉法人 中央共同募金会

府子本第 254 号  
雇児発 0903 第 6 号  
平成 27 年 9 月 3 日

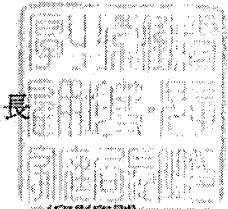
各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による  
私立保育所に対する委託費の経理等について

保育所の運営に要する費用については、平成 27 年 4 月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。

一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法第 24 条第 1 項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この児童福祉法第 24 条第 1 項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の用途範囲を定めることとしており、今般、その運用について、下記のとおり  
の取扱いを行うこととし、平成 27 年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方願する。

また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提

として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5 委託費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

## 記

### 1 委託費の使途範囲

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費（以下単に「委託費」という。）のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

(3)(1)に関わらず、委託費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ① 人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）
- ② 修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）
- ③ 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）

なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(4)(1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域・子ども子育て支援事業をいう。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることが

できること。

また、当該会計年度において、委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

- ① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- ② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。
  - ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。
  - イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。
- ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。

(6)(1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ① 人件費積立資産
- ② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産）

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

## 2 賃金改善要件分等の取扱い

賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」において、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知の 2 の（1）の（ク）により、複数の施設を運営する事業者が、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記 1 によらず、当該通知において定めるところによる。

また、当該通知において、「職員 1 人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成 27 年 1 月 14 日公表（厚生労働省）」）による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

## 3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) 前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の 3% 以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の 10% を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の 30% 以下の保有とすること。

① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整



備等に要する経費

- ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

(3) 企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

#### 4 委託費の管理・運用

(1) 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実にかつ換金性の高い方法により行うこと。

(2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

#### 5 委託費の経理に係る指導監督

委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

(1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。

(2) 設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

- ① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- ② 1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合
- ③ 保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合
- ④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合

(3)(2)の結果、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間で貴職が適当と認める間の改善基礎分全額について加算を停止するものとする。

なお、加算を停止した施設であっても、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

(4)入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。

これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(5)入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

## 6 措置費等の取扱い

私立保育所(保育所型認定こども園を除く。)が児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく措置に基づく費用(以下「措置費」という。)、又は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく特例施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。

なお、私立保育所(保育所型認定こども園を除く。)以外の施設・事業において措置費

の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。

#### 7 平成 26 年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

平成 26 年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成 27 年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設における平成 26 年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成 27 年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。

#### 8 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。

なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

#### 別表 1

- 1 「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業  
ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号本職通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること
- 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
- 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設

- 8 「病児保育事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表 2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表 3

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下 2 において同じ。）
- 2 1 の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表 4

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。）
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

別表 5

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金(利息部分含む。) の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表 6

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△ 不足額 (①-②)
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1 委託費収入		14 人件費支出		

(改善基礎分を除く。) (1) 人件費(改善基礎分を除く。) (2) 事業費 (3) 管理費(改善基礎分を除く。) 2 私的契約利用料収入 3 その他の事業収入 4 人件費積立資産取崩収入 5 修繕積立資産取崩収入 6 備品等購入積立資産取崩収入 7 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入	(1) 職員給料支出 (2) 職員賞与支出 (3) 非常勤職員給与支出 (4) 派遣職員費支出 (5) 退職給付支出 (6) 法定福利費支出		
	15 事業費支出		
	(1) 給食費支出 (2) 保健衛生費支出 (3) 保育材料費支出 (4) 水道光熱費支出 (5) 燃料費支出 (6) 消耗器具備品支出 (7) 保険料支出 (8) 賃借料支出 (9) 車両費支出 (10) 雑支出		
	16 事務費支出		
	(1) 福利厚生費支出 (2) 職員被服費支出 (3) 旅費交通費支出 (4) 研修研究費支出 (5) 事務消耗品費支出 (6) 印刷製本費支出 (7) 水道光熱費支出 (8) 燃料費支出 (9) 修繕費支出 (10) 通信運搬費支出 (11) 会議費支出 (12) 広報費支出 (13) 業務委託費支出 (14) 手数料支出 (15) 保険料支出 (16) 賃借料支出 (17) 保守料支出 (18) 雑支出		
	17 人件費積立資産支出		

		18 修繕積立資産支出 19 備品等購入積立資産 支出 20 保育所施設・設備整備 積立資産支出		
9 当期資金収支差額合計 (欠損金)		21 当期資金収支差額合 計		
1 から 9 までの小計		14 から 21 までの小計		
10 委託費収入のうち改善 基礎分 11 国庫補助事業に係る施 設整備補助金収入 12 国庫補助事業に係る設 備整備補助金収入 13 22 及び 23 の経費に係 る積立資産取崩収入		22 固定資産取得支出の うち施設の整備等に係 る支出 23 土地・建物賃借料支出 24 22 及び 23 の経費に係 る借入金利息支出 25 22 及び 23 の経費に係 る借入金償還支出 26 22 及び 23 の経費に係 る積立資産支出 27 租税公課		
10 から 13 までの小計		22 から 27 までの小計		
合計		合計		

※ 14 から 27 の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入欄に計上すること。

参考：子ども子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

新規通知	廃止通知
<p>府子本第254号 雇児発0903第6号 平成27年9月3日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府 子ども・子育て本部統括官</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について</p> <p>保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。</p> <p>一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。</p> <p>そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の用途範囲を定めることとしており、今般、その運用について、下記のとおり取扱いを行うこととし、平成27年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方をお願いする。</p> <p>また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に添えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監督の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5 委託費の経理に係る指導監督」について特に配慮願いたい。</p> <p>(削除)</p>	<p>児発第299号 平成12年3月30日 雇児発0330第20号 平成24年3月30日</p> <p>[最終改正]</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>指定都市市長 殿 中核市長</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育所運営費の経理等について</p> <p>保育制度については、平成10年4月施行の改正児童福祉法によって、入所方式が措置制度から利用者による選択利用方式とされ、需要に即した保育サービスを提供が利用者の選択によっても促進される仕組みとされたほか、都道府県における待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところである。こうした状況に対応していくためには、地域の動向に配慮しながら、保育サービスの量の拡大及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、今般、保育所運営費等の経理について、下記のとおり取扱いを行うこととし、平成19年度分の運営費等から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各保育所に対し、周知徹底方をお願いする。</p> <p>本通知に定める運営費等の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に添えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監督の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5 運営費等の経理に係る指導監督」について特に配慮願いたい。</p> <p>なお、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)の3(2)により、従来の会計処理によることとしている</p>

なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月30日県発第299号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

記

1 委託費の用途範囲

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費(以下単に「委託費」という。)のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賞金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費(減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。)に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされ、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

(3) (1)に関わらず、委託費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ① 人件費積立資産(人件費の類に属する経費にかかる積立資産)

社会福祉法人の運営する保育所への適用は、なお従前の例によることができるものとする。

記

1 運営費の用途範囲

(1) 保育所運営費(「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発第59号の2。以下「交付要綱」という。)の第1の1に規定する運営費をいい、私立認定保育所(交付要綱の第1の2に規定する私立認定保育所をいう。)においては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第13条第2項の規定に読み替えられた児童福祉法(昭和22年法律第164号)第51条第5号に規定する保育料額を控除した額をいう。以下単に「運営費」という。)のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賞金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する本通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされ、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

(3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ① 人件費積立資産(人件費の類に属する経費にかかる積立資産)



<p>② 修繕積立資産(建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかるとする積立資産)</p> <p>③ 備品等購入積立資産(業務省力化機器をはじめ施設運営費・経費上効果のある物品を購入するための積立資産)</p> <p>なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(4)(1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分(以下「改善基礎分」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等(保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)に係る別表2に掲げる経費等に充てること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合)には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。</p> <p>また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(削除)</p>	<p>② 修繕積立資産(建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかるとする積立資産)</p> <p>③ 備品等購入積立資産(業務省力化機器をはじめ施設運営費・経費上効果のある物品を購入するための積立資産)</p> <p>なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(4)(1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、民間施設給与等改善費(以下「民改善」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合)には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。</p> <p>また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>なお、民改善相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号)において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める民改善の管理費として加算された額に相当する額のみを弾力運用を行うものを除く。)については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。</p>
<p>(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援法第59条に規定する地域・子ども子育て支援事業をいう。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。</p> <p>また、当該会計年度において、委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の改善基礎分を含む、処遇改善等加算の賃金改善要件分(以下「改善要件分」という。)を除く。)まで、委託費を同一の設置者が</p>	<p>(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、民改善として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条に規定する事業をいう。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。</p> <p>また、当該会計年度において、運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の民改善相当額分を含む。)まで、運営費を同一の設置者が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施す</p>

設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合は、サービス区分。以下同じ。)を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表(以下「計算書等」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。  
ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③ 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件も含む。以下同じ。)のいづれも満たしていること。

(6)(1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ① 人件費積立資産
- ② 保育所施設・設備整備積立資産(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)  
なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

(削除)

る子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合は、サービス区分。以下同じ。)を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表(以下「計算書等」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号)に基づき、(5)に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価(以下「第三者評価」という。)を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

(6)(1)に関わらず、運営費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ① 人件費積立資産
- ② 保育所施設・設備整備積立資産(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)  
なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

(1)私立認定保育所における就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下「保育料」という。)については、原則として当該私立認定保育所の人件費、管理費及び事業費に充てられるものであるが、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件の全てが満たされた上で、当該私立認定保育所の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、人件費積立資産、修繕積立資産、備品

<p>2 賃金改善要件分等の取扱い</p> <p>賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成27年3月31日府政共第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」において、職員の賃金改善に充てられることとされているところであるが、当該通知の2の(1)の(ク)により、複数の施設を運営する事業者が、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず、当該通知において定めるところによる。</p> <p>また、当該通知において、「職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。</p> <p>なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省）」）による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。</p> <p>3 前期末支払資金残高の取扱い</p> <p>(1)前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。</p> <p>(2)前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要する経費への繰入額は、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。</p> <p>なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結</p>	<p>等購入積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産に積み立てる他、以下の経費に充てることができること。</p> <p>① 当該私立認定保育所を設置する法人本部の運営に要する経費</p> <p>② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費</p> <p>③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費</p> <p>(2) (1)により積み立てた各積立資産をそれぞれの目的以外に使用する場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとすること。</p> <p>3 前期末支払資金残高の取扱い</p> <p>(1)前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。</p> <p>(2)前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要する経費への繰入額は、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。</p> <p>なお、当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結</p>
--	--

<p>果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。</p> <p>① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費</p> <p>② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費</p> <p>③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第128号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費</p> <p>④ 企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。</p> <p>4 委託費の管理・運用</p> <p>(1) 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p> <p>(2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。</p> <p>(削除)</p>	<p>果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入（私立認定保育所においては運営費収入及び保育料収入の合計額）の30%以下の保有とすること。</p> <p>① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費</p> <p>② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費</p> <p>③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第128号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費</p> <p>4 運営費及び保育料の管理・運用</p> <p>(1) 運営費及び保育料（以下「運営費等」という。）の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p> <p>(2) 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年8月4日文部科学・厚生労働省告示第1号）の第一で定める幼児保育型認定こども園である場合は、保育所及び幼稚園の設置者が同一法人等でない場合でも、保育所における運営費等の当該幼児保育型認定こども園を構成する幼稚園事業部分への貸付について、幼稚園を設置する法人の経営上やむを得ない場合において、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保されたうえで、当該年度内に限って認められるものであること。</p> <p>5 運営費等の経理に係る指導監督</p> <p>運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。</p> <p>(1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもろろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうか</p>
<p>5 委託費の経理に係る指導監督</p> <p>委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。</p> <p>(1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもろろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうか</p>	<p>5 運営費等の経理に係る指導監督</p> <p>運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。</p> <p>(1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもろろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうか</p>

を併せて確認すること。

(2)設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合には、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを十分に確認すること。

- ① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- ② 1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合
- ③ 保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合
- ④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合

(3)(2)の結果、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間で費職が適当と認められる改善基礎分全額について加算を停止するものとする。

なお、加算を停止した施設であっても、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

(4)入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徹する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。

これら入所児童の処遇等に係る指図書事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で費職が必要と認められる期間、改善基礎分の管理費相当若しくは人件費相当又はその両者を減すること。ただし、適及適用は行わないこと。

(5)入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事業の内容に応じた措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

## 6 措置費等の取扱い

私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）が児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく措置に基づく費用（以下「措置費」という。）又は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特別施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特別施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受け

を併せて確認すること。

(2)設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合には、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを十分に確認すること。

- ① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が民改費加算額を超えている場合
- ② 1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が民改費加算額を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が運営費の3か月分に相当する額を超えている場合
- ③ 保育所に係る拠点区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合
- ④ 運営費等に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合

(3)入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徹する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。

これら入所児童の処遇等に係る指図書事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で費職が必要と認められる期間、民改費の管理費加算若しくは人件費加算又はその両者を減すること。ただし、適及適用は行わないこと。

(4)入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事業の内容に応じた措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

るものであること。

なお、私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）以外の施設・事業において措置費の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。

7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

平成26年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成27年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設における平成26年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成27年度以降、本通知に基づき運用を行うこと。

8 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、委託費については適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。

なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

別表1

- 1 「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日文科初第288号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業
- 3 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること
- 4 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ  
「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ  
「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成25年5月16日雇児発0516第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
(削除)

6 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、運営費について適用されるものであり、運営費以外の収入については適用されないものであること。

なお、運営費以外の収入のうち、厚生労働省の所管する補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであることと。

別表1

- 1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号、以下「雇児発第0609001号」という。）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号、以下「雇児発0930第1号」という。）に定める一時預かり事業  
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること
- 3 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 雇児発0930第1号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
- 6 雇児発0930第1号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 別表 2
- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
  - 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
  - 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
  - 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課
- 別表 3
- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
  - 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 別表 4
- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
  - 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
  - 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
  - 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課
- 別表 5
- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
  - 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
  - 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
  - 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課
- 別表 6

- 別表 2
- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
  - 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
  - 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
  - 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課
- 別表 3
- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
  - 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 別表 4
- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
  - 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
  - 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
  - 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課
- 別表 5
- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
  - 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
  - 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
  - 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課
- 別表 6

平成 年度収支計算分析表

	収入		支出		差引過△ 不足額 (①-②)
	科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1	保育所運営費収入 (民営費加算分を除く。)		14 人件費支出		
	(1) 人件費(民営費加算分を除く。)		(1) 職員給料支出		
	(2) 事業費		(2) 職員賞与支出		
	(3) 管理費(民営費加算分を除く。)		(3) 非常勤職員給与支出		
	2 私的契約利用料収入		(4) 派遣職員費支出		
	3 私立認定保育所利用料		(5) 退職給付支出		
			(6) 法定福利費支出		
			15 事業費支出		

平成 年度収支計算分析表

	収入		支出		差引過△ 不足額 (①-②)
	科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1	委託費収入 (改善基礎分を除く。)		14 人件費支出		
	(1) 人件費(改善基礎分を除く。)		(1) 職員給料支出		
	(2) 事業費		(2) 職員賞与支出		
	(3) 管理費(改善基礎分を除く。)		(3) 非常勤職員給与支出		
	2 私的契約利用料収入 (削除)		(4) 派遣職員費支出		
			(5) 退職給付支出		
			(6) 法定福利費支出		
			15 事業費支出		

<p>3. その他の事業収入  <u>4.</u> 入  5. 人件費積立資産取崩収入  6. 修繕積立資産取崩収入  7. 備品等購入積立資産取崩収入  8. 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入</p>	<p>(1) 給食費支出  (2) 保健衛生費支出  (3) 保育材料費支出  (4) 水道光熱費支出  (5) 燃料費支出  (6) 消耗器具備品支出  (7) 保険料支出  (8) 賃借料支出  (9) 車両費支出  (10) 雑支出  16 事務費支出  (1) 福利厚生費支出  (2) 職員被服費支出  (3) 旅費交通費支出  (4) 研修研究費支出  (5) 事務消耗品費支出  (6) 印刷製本費支出  (7) 水道光熱費支出  (8) 燃料費支出  (9) 修繕費支出  (10) 通信運搬費支出  (11) 会議費支出  (12) 広報費支出  (13) 業務委託費支出  (14) 手数料支出  (15) 保険料支出  (16) 賃借料支出  (17) 保守料支出  (18) 雑支出  17 人件費積立資産支出  18 修繕積立資産支出  19 備品等購入積立資産支出  20 保育所施設・設備整備積立資産支出  21 当期資金収支差額合計  (欠損金)</p>	<p>4. その他の事業収入  5. 人件費積立資産取崩収入  6. 修繕積立資産取崩収入  7. 備品等購入積立資産取崩収入  8. 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入</p>	<p>(1) 給食費支出  (2) 保健衛生費支出  (3) 保育材料費支出  (4) 水道光熱費支出  (5) 燃料費支出  (6) 消耗器具備品支出  (7) 保険料支出  (8) 賃借料支出  (9) 車両費支出  (10) 雑支出  16 事務費支出  (1) 福利厚生費支出  (2) 職員被服費支出  (3) 旅費交通費支出  (4) 研修研究費支出  (5) 事務消耗品費支出  (6) 印刷製本費支出  (7) 水道光熱費支出  (8) 燃料費支出  (9) 修繕費支出  (10) 通信運搬費支出  (11) 会議費支出  (12) 広報費支出  (13) 業務委託費支出  (14) 手数料支出  (15) 保険料支出  (16) 賃借料支出  (17) 保守料支出  (18) 雑支出  17 人件費積立資産支出  18 修繕積立資産支出  19 備品等購入積立資産支出  20 保育所施設・設備整備積立資産支出  21 当期資金収支差額合計  (欠損金)</p>	<p>9 当期資金収支差額合計  (欠損金)  1 から 9 までの小計</p>	<p>14 から 21 までの小計</p>
<p>9 当期資金収支差額合計  (欠損金)  1 から 9 までの小計</p>	<p>21 当期資金収支差額合計  (欠損金)  14 から 21 までの小計</p>	<p>9 当期資金収支差額合計  (欠損金)  1 から 9 までの小計</p>	<p>21 当期資金収支差額合計  (欠損金)  14 から 21 までの小計</p>	<p>14 から 21 までの小計</p>	<p>14 から 21 までの小計</p>

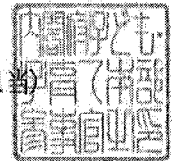


10 委託費収入のうち改蓋基礎分	11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入	12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入	13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入	10から13までの小計 合計	10 保畜所運営費収入のうち民政費加算分	11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入	12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入	13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入	10から13までの小計 合計	22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出	23 土地・建物賃借料支出	24 22及び23の経費に係る借入金利息支出	25 22及び23の経費に係る借入金償還支出	26 22及び23の経費に係る積立資産支出	27 租税公課	22から27までの小計 合計		
※ 14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額に計上すること。																		
※ 14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入欄に計上すること。																		

府子本第 255 号  
雇児保発 0903 第 1 号  
平成 27 年 9 月 3 日

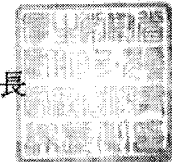
各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



(印影印刷)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて

本日、平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下「経理等通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 30 日児発第 12 号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

#### 記

- 1 経理等通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、経理等通知の 1 の (2) の ① から ⑦ までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。

2 経理等通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号）に定める別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」中、別添3の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。

3 経理等通知の1の(2)の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。

- (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
- (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

4 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、経理等通知の1の(4)から(6)までに関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。

5 経理等通知の1の(3)及び(4)並びに3の(1)に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、用途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知1の(4)による別表2に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。

- (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
- (2) 建物の修繕、模様替え等
- (3) 建物附属設備の更新
- (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
- (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
- (6) 登所バス等の購入、修理等

なお、経理等通知1の(6)に関して、目的以外に使用する場合は、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。）の新築又

は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。

- 6 経理等通知の4の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。
- 7 経理等通知の別表2において「保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所等の建物（保育所等を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。また、）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 8 経理等通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 9 経理等通知により委託費の用途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

参考2：「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて

新規通知	廃止通知
<p>府子本第255号 雇児保発0903第1号 平成27年9月3日</p> <p>各都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿</p> <p>内閣府 子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長</p>	<p>各都道府県 民生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長</p>
<p>「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて</p> <p>本日、平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(以下「経理等通知」という。)が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。</p> <p>(削除)</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月30日雇児発第12号厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて</p> <p>本日、平成12年3月30日雇児発第299号「保育所の運営費の経理等について」(以下「雇児発第299号通知」という。)が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。</p> <p>なお、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社授発0727第1号、老発0727第1号)の3(2)により、従来の会計処理によることとしていたる社会福祉法人の運営する保育所への適用は、なお従前の例によることとする。</p>
<p>記</p> <p>1 経理等通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、経理等通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件すべてが満たされていること。</p> <p>2 経理等通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を運営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月</p>	<p>記</p> <p>1 雇児発第299号通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、雇児発第299号通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件すべてが満たされていること。</p> <p>2 雇児発第299号通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を運営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年</p>

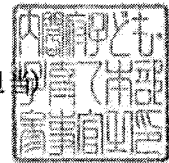
<p>27 日雇児給発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号)に定める別紙 1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」中、別添 3 の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表 6 の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。</p>	<p>7 月 27 日雇児給発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号)に定める別紙 1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」中、別添 3 の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、児発第 299 号通知別表 6 の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。</p>
<p>3 経理等通知の 1 の(2)の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。  (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。  (2) 施設長及び職員との給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。  (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。  (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。  (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。</p>	<p>3 児発第 299 号通知の 1 の(2)の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。  (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。  (2) 施設長及び職員との給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。  (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。  (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。  (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。</p>
<p>4 新たに保育所を営営する事業を行う設置者については、概ね 1 年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、経理等通知の 1 の(4)から(6)までに關して、既に保育所を営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。</p>	<p>4 新たに保育所を営営する事業を行う設置者については、概ね 1 年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、児発第 299 号通知の 1 の(4)から(6)までに關して、既に保育所を営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。</p>
<p>5 経理等通知の 1 の(3)及び(4)並びに 3 の(1)に關して、各種立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知 1 の(4)による別表 2 に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。  (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填  (2) 建物の修繕、模様替え等  (3) 建物附属設備の更新  (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備  (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等  (6) 登所バス等の購入、修理等</p>	<p>5 児発第 299 号通知の 1 の(3)及び(4)並びに 3 の(1)に關して、各種立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知 1 の(4)による別表 2 に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。  (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填  (2) 建物の修繕、模様替え等  (3) 建物附属設備の更新  (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備  (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等  (6) 登所バス等の購入、修理等</p>
<p>6 経理等通知の 4 の(1)に關して、目的以外に使用する場合は、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号)別表 3 に掲げる施設、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。)の新築又は増改築に係る経費(土地取得費を含む。)に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られること。</p>	<p>6 児発第 299 号通知の 4 の(1)に關して、目的以外に使用する場合は、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号)別表 3 に掲げる施設をいう。)の新築又は増改築に係る経費(土地取得費を含む。)に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られること。</p>
<p>7 経理等通知の別表 2 において「保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、</p>	<p>7 児発第 299 号通知の別表 2 において「保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、</p>

<p>保育所等の建物(保育所等を営营する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。また、)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。</p> <p>8 経理等通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物(子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。</p>	<p>は、保育所の建物(保育所を営营する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。</p> <p>8 児発第299号通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物(子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。</p>
<p>9 経理等通知により委託費の用途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員<sub>(1)</sub>の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があつた場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。</p>	<p>9 児発第299号通知により運営費の用途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員<sub>(1)</sub>の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があつた場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。</p>

府子本第 256 号  
雇児保発 0903 第 2 号  
平成 27 年 9 月 3 日

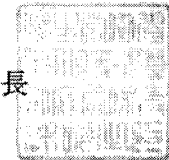
各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



(印影印刷)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に  
対する委託費の経理等について」の運用等について

子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号）及び『「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて』（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 255 号、雇児保発 0903 第 1 号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所にして周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年 6 月 16 日児発第 21 号厚生省児童家庭局保育課長通知『「保育所運営費の経理等について」の運用等について』は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
委託費	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項の



	規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費
経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発第0727第1号、老発0727第1号通知）
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発第0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号通知）別紙1
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）
改善基礎分	処遇改善等加算の基礎分
経理等取扱通知	「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）

(問1) 経理等通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

委託費の経理処理に当たっては、保育所を経営するそれぞれの法人種別に応じた会計処理を行うことになり、社会福祉法人が経営する保育所の経理処理に当たっては、平成27年4月1日より新会計基準により処理することとなる。

また、個人立など公的な会計基準のない施設においては、新会計基準により処理することが基本となる。

(問2) 経理等通知の1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答)

これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよ

う行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）の事業活動収入の5%を上回る場合は、経理等通知の5(2)④により、収計算分析表の提出を要することとなる。

（問3） 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、同通知の5(3)の規定により、改善基礎分の加算停止となっている場合にも、経理等通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

（答）

経理等通知の5(3)のなお書きに規定するとおり、経理等通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

（問4） 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

（答）

経理等通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所等及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

（問5） 経理等通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

（答）

経理等通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

（問6） 経理等通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

（答）

従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 経理等通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答)

平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどのようになるのか。

(答)

- 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。)することとされている(運用指針19(1))。したがって、複数の保育所を運営している場合にあつては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立(資産)金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
- 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、
  - ① 経理等通知の1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合
  - ② 経理等通知の1(6)により事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会)において承認された場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所等の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。
- 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を

繰り入れて使用することとなる。

- 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

(問 9) 経理等通知の別表 2 等における租税公課とは具体的には何を指すのか。

(答)

保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

(問 10) 経理等通知の 1(5) に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

(答)

子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域・子ども・子育て支援事業をいい、例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

(問 11) 経理等通知の 1(5) の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

(答)

- 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の 1(5) の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成 16 年 5 月 7 日雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号)）で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

- 2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問 12) 経理等通知の 1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのようなように行うか。

(答)

- 1 入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問 13) 経理等通知の 2(1)及び 3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

(問 14) 経理等通知の 4(2)に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答)

具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入(措置費及び委託費を含む。)の遅れ等により、資金不足が生じた場合
- 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合

3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合

なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問 15) 経理等通知の 4(2) に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

委託費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付について、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(問 16) 経理等通知の 5(3) に関して、事業年度の翌年度に使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合の改善基礎分の加算停止は、使用範囲に定める以外の支出等があった年度における改善基礎分を加算停止するのか。それとも判明した年度における改善基礎分を加算停止するのか。

(答)

経理等通知の 5(3) に基づく改善基礎分の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの改善基礎分加算を停止することとなる。

また、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、同通知の 5(4) に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、改善基礎分の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 17) 経理等通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。

(答)

運用収入については制限を設けていない。

(問 18) 経理等通知の 1(4)、(5) 及び別表 2 に関して、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答)

保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所等周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所等として駐車場の賃借が必要となった場合には、

経理等通知の別表 2 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問 19) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に委託費を充てることは可能か。

(答)

登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立資産及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」(平成 8 年 6 月 28 日児保第 12 号)の第 1 の問 10 及び 11 に定めるとおりである。

(問 20) 経理等通知 3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答)

「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、A 年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が A 年度に受け入れた委託費収入の 30%以下であることをいう。

(問 21) 経理等通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超える場合の取扱い如何。

(答)

当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の 30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。

(問 22) 特例施設型給付費の支弁を受けた場合における経理等通知の 1(4)(5)の「改善基礎分相当額」、1(5)の「委託費の 3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようになるのか。

(答)

私立保育所が特例施設型給付費の支弁を受けた場合は、経理等通知の 6 により当該特例施設型給付費及び保護者から徴収する利用者負担と合わせて経理等通知の適用を受けることになるが、処遇改善等加算は利用者負担に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「改善基礎分相当額」については、委託費と特例施設型給付費との差違はない。

また、特例施設型給付費の場合の 1(5)の「委託費の 3 ヶ月分に相当する額」は、当該年度の 4 月から 3 月までの 12 か月の市町村の特例施設型給付費の支弁額及び当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担の額の合計の 4 分の 1 の額となる。

(問 23) 児発第 299 号通知の別表 2 及び別表 5 に関して、保育所等の建物の整備等に要する経費や賃借料、また、保育所等の土地の取得（別表 5 に限る。）や賃借料に充てられることとされているが、職員用の宿舎や駐車場の整備等に充てることができるか。

(答)

職員用の宿舎や駐車場等に係る経費は、基本的には法人や職員からの賃借料等により賄われるものであるが、地域の雇用情勢や、地域の交通事情等により、保育士の確保に支障が生じる等の事情がある場合には、これらの整備等に充てて差し支えない。



参考3：「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について

新規通知	廃止通知						
<p>府子本第256号 雇児保発0903第2号 平成27年9月3日</p> <p>各都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿</p> <p>内閣府 子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長</p> <p>「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について</p> <p>子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号)及び「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』(平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号)等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとのため、御了解いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所において周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成27年6月16日雇発第21号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>都道府県 民生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長</p> <p>「保育所運営費の経理等について」の運用等について</p> <p>保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日雇発第299号)及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成12年3月30日雇保第12号)等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとのため、御了解いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所において周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。</p>						
<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費</p> <p>「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号)</p>	<p>この通知における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託費</td> <td>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費</td> </tr> <tr> <td>経理等通知</td> <td>「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	委託費	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費	経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号)
用語	定義						
委託費	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費						
経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号)						

(削除)	(削除)
新会計基準	(略)
運用指針	(略)
雇児発第 0312001 号通知	(略)
(削除)	(削除)
改善基礎分	処遇改善等加算の基礎分
経理等取扱通知	「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に對する委託費の経理等について』の取扱いについて」(平成 27 年 9 月 3 日府令第 255 号、雇児保発 0903 第 1 号)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

(問 1) 経理等通知を適用するためには、新会計基準に基づき経理処理を行わなければならないのか。

(答)

委託費の経理処理に当たっては、保育所を運営するそれぞれの法人種別に応じた会計処理を行うことになり、社会福祉法人が運営する保育所の経理処理に当たっては、平成 27 年 4 月 1 日より新会計基準により処理することとなる。

また、個人立など公的な会計基準のない施設においては、新会計基準により処理することが基本となる。

(削除)

旧会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号通知)
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発第 0727 第 1 号通知)
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 3 号、社援発第 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号通知) 別紙 1
雇児発第 0312001 号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指針について」(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号通知)
経理規程準則	「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和 51 年 1 月 31 日社施第 26 号通知)
民改費	民間施設給与等改善費
雇保第 12 号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日雇保第 12 号通知)
雇児第 59 号の 5 通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5)
社援発第 9 号通知	「措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成 12 年 2 月 17 日社援発第 9 号通知)
雇保第 13 号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成 12 年 3 月 30 日雇保第 13 号通知)

(問 1) 雇児第 299 号通知を適用するためには、新会計基準に基づき経理処理を行わなければならないのか。

(答)

1 運営費については、平成 24 年 4 月 1 日より新会計基準により処理することとする。なお、平成 27 年 3 月 31 日(平成 26 年度決算)までの間は、従来の会計処理により、下記の取扱いができることとする。

2 民改費の管理費加算相当額を限度として雇児第 299 号通知の別表 2 に掲げる経費のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金償還金及びその利息を含む。)以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表 2 に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあつては、旧会計基準により経理処理を行わなければならないものである。雇児発第 0312001 号通知(平成 16 年 3 月 12 日)の 1 の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用の

みを行うもの以外については、旧会計基準により経理処理を行うよう指導されたい。  
 3 なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児童第299号通知及び児童第12号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

児童第299号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
雇児発第0312001号	雇児発第0312001号、以下「雇児発第0312001号通知」という。
当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る拠点区分	施設会計
施設拠点区分	施設会計
本部拠点区分	本部会計
別表6の収支計算分析表	社援施設第39号通知の別表3の収支計算分析表

(問2) 経理等通知の1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。  
 なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）の事業活動収入の5%を上回る場合は、経理等通知の5(2)④により、収支計算分析表の提出を要することとなる。

(問2) 児童第299号通知の1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。  
 なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）の事業活動収入の5%を上回る場合は、児童第299号通知の5(2)④により、収支計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 経理等通知のI(4)及び別表2に関して、同通知のⅤ(3)の規定により、改善基礎分の加算停止となっている場合にも、経理等通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答)

経理等通知のⅤ(3)のなお書きに規定するとおり、経理等通知の別表1に掲げる事業等がいずれかを実施する保育所であって同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問4) 経理等通知のI(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答)

経理等通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所等及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設に係る借入金の償還に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問5) 経理等通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むか。

(答)

経理等通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれる。

(問6) 経理等通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) (略)

(問7) 経理等通知のI(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) (略)

(問3) 児発第299号通知のI(4)及び別表2に関して、児発第59号の5通知の規定により、民政費の加算停止となっている場合にも、児発第299号通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答)

児発第59号の5通知の第1のⅤ(5)に規定するとおり、児発第299号通知の別表1に掲げる事業等がいずれかを実施する保育所であって同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民政費が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問4) 児発第299号通知のI(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答)

児発第299号通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設に係る借入金の償還に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問5) 児発第299号通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むか。

(答)

児発第299号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれる。

(問6) 児発第299号通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答)

従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 児発第299号通知のI(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答)

平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能

(問8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

- 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できよう、それぞれの拠点区分ごとに各種立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針 19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
- 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充ててことを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、  
① 経理等通知の 1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合  
② 経理等通知の 1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所等の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。
- 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。
- 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができ、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限り、施設・設備整備積立資産の積立金・積立資産の累計額が把握できよう、それぞれの拠点区分ごとに各種立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針 19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。

(問9) 経理等通知の別表2等における租税公課とは具体的に何を指すのか。

(答) (略)

である。

(問8) 見発第 299 号通知の保育所施設・設備整備積立預金の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

- 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できよう、それぞれの拠点区分ごとに各種立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針 19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
- 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充ててことを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、  
① 見発第 299 号通知の 1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合  
② 見発第 299 号通知の 1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。
- 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。
- 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができ、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限り、施設・設備整備積立資産の積立金・積立資産の累計額が把握できよう、それぞれの拠点区分ごとに各種立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針 19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。

(問9) 見発第 299 号通知の別表2等における租税公課とは具体的に何を指すのか。

(答)

保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

(問 10) 経理等通知の 1(5) に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

(答)

子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域・子ども・子育て支援事業をいい、例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

(削除)

(問 11) 経理等通知の 1(5) の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのようなを行うのか。

(答) (略)

(問 12) 経理等通知の 1(5) の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのようなを行うか。

(答) (略)

(問 10) 児発第 299 号通知の 1(5) に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

(答)

子育て支援事業とは、児童福祉法第 21 条の 9 に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童福祉法施行規則第 19 条に規定する 3 種類の事業（従って合計 9 種類の事業）をいう。

児童福祉法施行規則第 19 条に規定する 3 種類の事業とは、通常、病児・病後児保育事業、特定保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等と呼ばれているものを指す。例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

なお、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた認定こども園における児童福祉法第 39 条に規定する児童以外の児童に対する保育を行う事業（以下「保育所型認定こども園の幼稚園機能部分」）についても子育て支援事業に該当するものであること。

(問 11) 児発第 299 号通知の 1(5) の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのようなを行うのか。

(答)

1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の 1(5) の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成 16 年 5 月 7 日 雇児発第 0507001 号、社発第 0507001 号、老発第 0507001 号））で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問 12) 児発第 299 号通知の 1(5) の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのようなを行うか。

(答)

1 入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担

当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。

2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。

3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問 13) 経理等通知の 2(1)及び 3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部」の運営に要する経費の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) (略)

(問 13) 児童第 299 号の 2(1)及び 3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部」の運営に要する経費の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

(問 14) 経理等通知の 4(2)に関して、「当該法人の経管上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答)

具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び委託費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合
  - 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
  - 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問 15) 経理等通知の 4(2)に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

運営費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付については、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費と

(問 14) 児童第 299 号通知の 4(2)に関して、「当該法人の経管上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答)

具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び運営費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合
  - 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
  - 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問 15) 児童第 299 号通知の 4(2)に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

運営費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付については、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費と

し、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(削除)

(削除)

(問 16) 経理等通知の 5(3) に関して、事業年度の翌年度に使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合の改善基礎分の加算停止は、使用範囲に定める以外の支出等があった年度における改善基礎分を加算停止するのか。それとも判明した年度における改善基礎分を加算停止するのか。

(答)

経理等通知の 5(3) に基づく改善基礎分の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの改善基礎分加算を停止することとなる。

また、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、同通知の 5(4) に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、改善基礎分の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 17) 経理等通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。

(答) (略)

(問 18) 経理等通知の 1(4)、(5) 及び別表 2 に関して、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答)

保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所等周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所等として駐車場の賃借が必要となった場合には、経理等通知の別表 2 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問 19) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に委託費を充てることは可能か。

(答) (略)

し、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(問 16) 民政費停止等となる場合はどのような場合か。

(答)

発見第 59 号の 5 通知の事由により、民政費が加算停止され得ることがある。  
なお、民政費は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所においては、その性質上、対象とならないものである。

(問 17) 発見第 59 号の 5 通知に関して、事業年度の翌年度に使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合の民政費の加算停止は、使用範囲に定める以外の支出等があった年度における民政費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民政費を加算停止するのか。

(答)

発見第 59 号の 5 通知に基づく民政費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの民政費加算を停止することとなる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、発見第 59 号の 5 通知に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民政費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 18) 発見第 299 号通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。

(答)

運用収入については制限を設けていない。

(問 19) 発見第 299 号通知の 1(4)、(5) 及び別表 2 に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答)

保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合には、発見第 299 号通知の別表 2 の「保育所の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問 20) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に運営費を充てることは可能か。

(答)



登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立資産及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。  
なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」（平成8年6月28日児保第12号）の第1の問10及び11に定めるとおりである。

(問 21) 経理等通知 3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答) 今回の通知は今年度（平成16年度）運営費からの適用であるが、「当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。」とは、平成16年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が当該年度に受け入れた運営費収入の30%以下であることをいう。

(問 22) 児発第 299号通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の30%を超える場合の取扱い如何。

(答) 当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、運営費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、民間施設給与等改善費について加算を停止すること。

(問 23) 私立認定保育所における 299号通知の1(4)(5)の「民改費加算相当額」、1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなものか。

(答) 交付要綱の保育所徴収金（保育料）基準種表の備考の2の記述のとおり、民間施設給与等改善費は保育料に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「民改費加算相当額」については、私立認定保育所とそれ以外の保育所における差違はない。

また、私立認定保育所における1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」は、当該年度の4月から8月までの12か月の市町村の支弁額の4分の1の額となる。

(問 20) 経理等通知 3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答) 「当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。」とは、A年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設がA年度に受け入れた委託費収入の30%以下であることをいう。

(問 21) 経理等通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超える場合の取扱い如何。

(答) 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。

(問 22) 特例施設型給付費の支弁を受けた場合における経理等通知の1(4)(5)の「改善基礎分相当額」、1(5)の「委託費の3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなものか。

(答) 私立保育所が特例施設型給付費の支弁を受けた場合は、経理等通知の6により当該特例施設型給付費及び保護者から徴収する利用者負担と合わせて経理等通知の適用を受けることになるが、処遇改善等加算は利用者負担に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「改善基礎分相当額」については、委託費と特例施設型給付費との差違はない。  
また、特例施設型給付費の場合の1(5)の「委託費の3ヶ月分に相当する額」は、当該年度の4月から3月までの12か月の市町村の特例施設型給付費の支弁額及び当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担の額の合計の4分の1の額となる。

(問 23) 児発第 299号通知の別表 2及び別表 5に関して、保育所等の建物の整備等に要する経費や賃借料、また、保育所等の土地の取得（別表 5に限る。）や賃借料に充てられることとされているが、職員用の宿舎や駐車場の整備等に充てることはできるか。

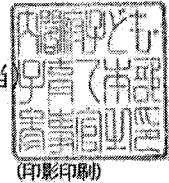
(答) 職員用の宿舎や駐車場等に係る経費は、基本的には法人や職員からの賃借料等により賄わ

れるものであるが、地域の雇用情勢や、地域の交通事情等により、保育士の確保に支障が生じる等の事情がある場合には、これらの整備等に充てて差し支えない。

府子本第257号  
雇児保発0903第3号  
平成27年9月3日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）



厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



### 私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の用途範囲が定められることとしており、その適切な運用のため、公定価格の基本分単価等の内訳について以下のとおり示す。

#### 公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

#### 1 事業費関係

##### 一般生活費

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| ・ 3歳未満児 | 児童1人月額 | 9,804円 |
| ・ 3歳以上児 | 〃      | 6,637円 |

## 2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

## 3 人件費関係

平成 27 年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費（年額）	
			調整数	基本額	平成 26 年度 当初	平成 27 年度 当初
所 長	(福) 2-33	251,500 円	-	-	約 459 万円	約 466 万円 (+1.5%)
主任保育士	(福) 2-17	231,744 円	1	9,200 円	約 423 万円	約 430 万円 (+1.7%)
保 育 士	(福) 1-29	197,268 円	1	7,800 円	約 356 万円	約 363 万円 (+2.0%)
調 理 員 等	(行二) 1-37	168,100 円	-	-	約 292 万円	約 299 万円 (+2.3%)

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。  
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。  
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。  
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。  
 5 地域区分について別途加味する必要がある。  
 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

## 4. 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表（月額：児童一人当たり）（単位：円）

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20 人まで	3 歳未満児	4,822	103
	3 歳以上児	6,429	
21 人～30 人まで	3 歳未満児	4,822	69
	3 歳以上児	6,429	
31 人～40 人まで	3 歳未満児	4,822	52
	3 歳以上児	6,429	
41 人～50 人まで	3 歳未満児	4,822	41
	3 歳以上児	6,429	
51 人～60 人まで	3 歳未満児	4,822	34
	3 歳以上児	6,429	
61 人～70 人まで	3 歳未満児	4,822	30
	3 歳以上児	6,429	
71 人～90 人まで	3 歳未満児	4,822	26
	3 歳以上児	6,429	
81 人～90 人まで	3 歳未満児	4,822	23
	3 歳以上児	6,429	

- (注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

## 5. 休日保育加算

休日保育加算における単価表（月額）

（単位：円）

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210人	59,167	2,890
211人～279人	61,597	3,127
280人～349人	66,458	3,602
350人～419人	71,319	4,077
420人～489人	76,181	4,552
490人～559人	81,042	5,027
560人～629人	85,903	5,502
630人～699人	90,764	5,977
700人～769人	95,625	6,451
770人～839人	100,486	6,926
840人～909人	105,347	7,401
910人～979人	110,208	7,876
980人～1,049人	115,069	8,351
1,050人～(1,119人)	119,931	8,826

（注） 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

## 6. 処遇改善等加算（基礎分）

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%
7%加算分	5年以上 6年未満	5%	2%
6%加算分	4年以上 5年未満	4%	2%
5%加算分	3年以上 4年未満	3%	2%
4%加算分	2年以上 3年未満	2%	2%
3%加算分	1年以上 2年未満	1%	2%
2%加算分	1年未満	0%	2%

## 7. その他加算について

### ①人件費関係

処遇改善等加算（賃金改善要件分）、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算

### ②管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

※ 調整部分（分園の場合、恒常的に土曜日を閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

別紙

基本分単価に含まれている管理費

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
20人 まで	保育標準時間	乳児	16,411
		1, 2歳児	11,107
		3歳児	7,395
		4歳以上児	6,865
	保育短時間	乳児	14,820
		1, 2歳児	9,516
3歳児		5,804	
4歳以上児		5,274	
21人 から 30人 まで	保育標準時間	乳児	14,539
		1, 2歳児	9,235
		3歳児	5,523
		4歳以上児	4,993
	保育短時間	乳児	13,478
		1, 2歳児	8,174
3歳児		4,462	
4歳以上児		3,932	
31人 から 40人 まで	保育標準時間	乳児	13,724
		1, 2歳児	8,420
		3歳児	4,708
		4歳以上児	4,178
	保育短時間	乳児	12,929
		1, 2歳児	7,625
3歳児		3,913	
4歳以上児		3,383	
41人 から 50人 まで	保育標準時間	乳児	13,636
		1, 2歳児	8,332
		3歳児	4,620
		4歳以上児	4,090
	保育短時間	乳児	13,000
		1, 2歳児	7,696
3歳児		3,984	
4歳以上児		3,454	
51人 から 60人 まで	保育標準時間	乳児	13,088
		1, 2歳児	7,764
		3歳児	4,052
		4歳以上児	3,522
	保育短時間	乳児	12,538
		1, 2歳児	7,234
3歳児		3,522	
4歳以上児		2,992	
61人 から 70人 まで	保育標準時間	乳児	12,739
		1, 2歳児	7,435
		3歳児	3,723
		4歳以上児	3,193
	保育短時間	乳児	12,284
		1, 2歳児	6,980
3歳児		3,268	
4歳以上児		2,738	
71人 から 80人 まで	保育標準時間	乳児	12,496
		1, 2歳児	7,192
		3歳児	3,480
		4歳以上児	2,950
	保育短時間	乳児	12,098
		1, 2歳児	6,794
3歳児		3,082	
4歳以上児		2,552	
81人 から 90人 まで	保育標準時間	乳児	12,303
		1, 2歳児	6,999
		3歳児	3,287
		4歳以上児	2,757
	保育短時間	乳児	11,949
		1, 2歳児	6,645
3歳児		2,933	
4歳以上児		2,403	

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
91人 から 100人 まで	保育標準時間	乳児	11,830
		1, 2歳児	6,526
		3歳児	2,814
		4歳以上児	2,284
	保育短時間	乳児	11,512
		1, 2歳児	6,208
3歳児		2,496	
101人 から 110人 まで	保育標準時間	乳児	11,736
		1, 2歳児	6,432
		3歳児	2,720
		4歳以上児	2,190
	保育短時間	乳児	11,447
		1, 2歳児	6,143
3歳児		2,431	
111人 から 120人 まで	保育標準時間	乳児	11,655
		1, 2歳児	6,351
		3歳児	2,639
		4歳以上児	2,109
	保育短時間	乳児	11,390
		1, 2歳児	6,086
3歳児		2,374	
121人 から 130人 まで	保育標準時間	乳児	11,586
		1, 2歳児	6,282
		3歳児	2,570
		4歳以上児	2,040
	保育短時間	乳児	11,341
		1, 2歳児	6,037
3歳児		2,325	
131人 から 140人 まで	保育標準時間	乳児	11,529
		1, 2歳児	6,225
		3歳児	2,513
		4歳以上児	1,983
	保育短時間	乳児	11,302
		1, 2歳児	5,998
3歳児		2,286	
141人 から 150人 まで	保育標準時間	乳児	11,483
		1, 2歳児	6,179
		3歳児	2,467
		4歳以上児	1,937
	保育短時間	乳児	11,271
		1, 2歳児	5,967
3歳児		2,255	
151人 から 160人 まで	保育標準時間	乳児	11,438
		1, 2歳児	6,134
		3歳児	2,422
		4歳以上児	1,892
	保育短時間	乳児	11,239
		1, 2歳児	5,935
3歳児		2,223	
161人 から 170人 まで	保育標準時間	乳児	11,400
		1, 2歳児	6,096
		3歳児	2,384
		4歳以上児	1,854
	保育短時間	乳児	11,213
		1, 2歳児	5,909
3歳児		2,197	
171人 以上	保育標準時間	乳児	11,368
		1, 2歳児	6,064
		3歳児	2,352
		4歳以上児	1,822
	保育短時間	乳児	11,191
		1, 2歳児	5,887
3歳児		2,175	
		4歳以上児	1,645

事 務 連 絡  
平成 27 年 9 月 18 日

各都道府県  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について

平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を発出しましたが、同通知の記載を別紙のとおり訂正しますので、十分ご了知の上、貴管内市町村への周知をお願いします。

問合せ先：

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）付  
TEL：03-6257-3092、FAX：03-3581-0992



## 【別紙】

## 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の正誤表

正誤箇所	正	誤
P5 33 行目	基準年度以前に	基準年度の前年度以前に
P5 33 行目	私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助（一種免許状の保有の促進分又は財務状況の改善の支援分を除く。））及び保育料等	私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金
P6 15 行目	基準年度以前に	基準年度の前年度以前に
P6 26 行目	基準年度以前に	基準年度の前年度以前に
P10 別紙様式 2	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について ③ 賃金改善を行う方法	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について ③ 賃金改善実施期間
P10 別紙様式 2	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について ③ 賃金改善を行う方法	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について ③ 賃金改善実施期間
P13 別紙様式 4	(1) 賃金改善実績 ③ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(1) 賃金改善実績 ③ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
P13 別紙様式 4	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 ア 常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 ア 常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
P14 別紙様式 4	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 イ 非常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 イ 非常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
P14 別紙様式 4	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額

# 保育士の給与はなぜ低いのか 待機児童問題から考える

朝日新聞デジタル 10月6日(火)10時59分配信



日本総合研究所・主任研究員の池本美香さん＝東京都品川区、瀬戸口翼撮影

認可保育所に入れない「待機児童」が5年ぶりに増えた。その人数は、2015年4月1日時点で2万3167人。2万人を超えるのは7年連続だ。子育てにかかわる現状とは。

【写真】日本総合研究所・主任研究員の池本美香さん＝東京都品川区、瀬戸口翼撮影

少子化にかかわる保育・教育政策などを研究する日本総合研究所調査部の池本美香さんに、保育士の処遇や、海外の保育所事情をきいた。

——2015年1月の保育士の有効求人倍率（求職者数に対する求人数の割合）は全国平均で2・18倍、東京都は5・13倍。保育士は引っ張りだこです。保育所に入りたくても入れない「待機児童」が問題になり、新たに保育所をつくろうとしても保育士が足りない状況です。背景には保育士の待遇の低さがあるようですが、そもそも、なぜ保育士の給与は低いのですか。

「まず、保育士不足の現状として、政府が1月に打ち出した『保育士確保プラン』では、17年度末までに新たに6・9万人の保育士確保が必要としています。しかし、保育士の資格があっても保育士の仕事に就かない人も多くいます」

「厚生労働省などが保育士の賃金を調べていますが、13年の調査では、保育士の賃金は月額20万7400円。これは公立も私立も含めた統計なので、もっと低い人もいます。全産業の月額平均29万5700円を大きく下回ります。幼稚園教員は21万9600円で、小学校教員は33万1600円です。保育士を教育の職員としてみている国では学校教員との給与格差はありませんが、日本は福祉職なので、格差が大きいと言えます。それに『ただ子どもと遊んでいるだけ』という保育士に対する誤解もあります」

「さらに制度的な要因もあります。認可保育所の場合、財源は基本的に公的な補助金と、親が払う保育料です。その保育料は公定価格で決まっているので、事業者側が勝手に定めることができません。基本的に、補助金か保育料を上げないと保育士の給料は上がりません」

「また、保育士は長く勤めても昇給しにくいシステムです。日本の保育士資格にはスキルに応じた資格の区分がありません。仮にスキルアップしても保育所に補助金が増えるわけではないため、昇給に結びつきにくい。さらに、株式会社が設立した私立の保育所は、公立にはある退職手当などへの補助がなく、賃金はさらに低くなります」

#### ■子どものアレルギーや保護者対応、早朝・夜間勤務も

——保育士は今、仕事の負担が増えているそうですね。

「アレルギーの子どもの対応を誤れば生命にかかわりますし、発達の遅れなど特別な配慮が必要な子どももいます。子どもや家庭の状況が様々ななか、保護者への対応もあります。午前7時台に始まり、午後8時以降もあいている保育園も増え、早朝や夜間、土曜日の勤務も増えています。子どもの人数によって配置する保育士の人数が決まっているため、休みにくいこともあります。それにもかかわらず、『子どもと遊ぶだけで、特別な知識もいらない』と認識している人がいるなど、社会的評価が必ずしも高くありません」

「欧州でも『保育士は遊んでいるだけ』という見方が長かったそうです。でも、そうではなく教育者として重要な仕事をしていると理解され、保育士の処遇を上げ、実際に保育が子どもの発達にプラスになっているかをチェックする機関をつくるなどして、保育に税金を投じることに国民が納得するようになった歴史があります」

——海外の事例を池本さんが研究しているのはなぜですか。

「海外で『進んでいる』といわれる国だって、お金がないことは同じです。だから海外では『公費をムダにしてはいけない、そのために使われ方や効果をしっかり評価する』というところから始まっています。日本も状況は同じなのに、お金がきちんと使われているかの検証がないことは問題ではないか、という思いがあります」

——海外と日本で違いは。保育所のあり方も違うのですか。

「例えば、保育士の給料のための補助金が違う目的で使われてしまわないように、資格にあった賃金を保育士が得ているという証明がなければ保育所の補助金が出ない仕組みにしている国もあります。保育士がレベルアップして賃金も上がる仕組みがあれば、保育士のなり手も増えていきます」

#### ■すべての子どもに「保育所に通う権利」がある国

「ほかには、学校教育と同じで、すべての子どもに『保育所に通う権利』を保障することを掲げた国があります。例えばノルウェーでは、以前は1、2歳児を親が家で育てる場合、在宅育児手当といって保育所に配る補助金相当の手当が親に出ました。でも、親が家で面倒を見ることは、親子が地域で孤立することや、仕事をしないことで貧困に陥る可能性が高いことから、09年からすべての子どもに1歳から保育所に通う権利を保障しました。ドイツでも13年から、1歳以上3歳未満の子どもに保育を受ける権利が保障されました。保育所が、働く親のためでなく、子どもにとって必要な施設という考え方で整備される動きがみられます」

「韓国では、以前は日本と同じく保育所を利用するには親の就労などの条件がありました。しかし、04年に、親が働いていなくても保育所が使えるようになり、保育所の利用率が急上昇しました。子どもを預けられるようになったことで、『時間ができたから働こう』という動きも出てきます」

「英国だと、保育所に職業訓練機能をつけて、仕事をしていない親の就労を促す仕掛けも見られます。全員が毎日10時間以上子どもを預けるのではなく、週3回でも預ける場があって、親同士がつながれる。預けることをきっかけに親も仕事を得る。親が経済的、精神的に安定していることで、税金も納めてもらえるし、子どもも安定します。保育所を、子どもの預け先ではなく、家庭全体を底上げし、地域をエンパワーメントするための拠点にしたわけです」

——とはいえ、限られた予算で保育所を増やすことは大変です。

「海外では、多くの子どもの保育所へのアクセスを保障していく一方、予算が膨張しないように、子ども1人あたりの保育時間を見直すことにも力を入れています。例えば、オランダでは男女ともにパートタイム労働の割合が高く、両親いずれも週4日勤務にすることで、保育所の利用を週3日にするケースもあります。ノルウェーのように、育児休業をとりやすくすることで、0歳児の保育は原則しない国もあります。日本も国として、親の労働時間の短縮や働き方の柔軟化、休暇の権利拡大を進める検討が必要です」

#### ■保育所内でお酒？保護者も参加する保育

——保育への親の参加も提唱していますね。

「保育の質を高める方法の一つです。海外では親のボランティアを活用しています。特技を生かして、ピアノの上手な親がいれば子どもの前で演奏するとか、ちょっとしたペンキ塗りなら業者に頼まず親がやれば予算も有効活用できますよね。絵本を読む、でもいいのです。親にとっても保育への参加は楽しい時間になるはず。英国では、迎えに来た父親たちが園内でお酒を飲める保育所までであると聞きました。親同士がリラックスして話すなかで、様々な情報交換ができて不安やストレスが解消できたり、園の改善に向けたアイデアが出てくるという効果があり、結果として保育の質向上につながると考えられているからです。親も保育のパートナーとみなされていて、一緒に関わることで情報も共有されますし、支え合うことができます」

「日本で親の参加というと、熱心なバザー、などのイメージで極端です。保育は必要な子どもに提供する、という前提ですし、事故など安全上の観点から保育所側が、親が入っていくことに対して迷惑がることもあるかもしれません。『参加できない自分が後ろめたい』と感じる保護者もいるかもしれません。でも、強制ではなく、できる人ができる範囲で手出し口出ししてもいいのではないのでしょうか。クレームとは違います。保育士も保護者も子どもも、満足度を高めるにはどうしたらいいか。それぞれが希望を出して、保育士らの専門知識とあわせながら調整する。これは、お金がなくてもできそうな一つの道ではないのでしょうか」（聞き手・大井田ひろみ）

いけもと・みか 1966年生まれ。日本総合研究所調査部主任研究員。保育所を利用する親として「保育所をもっと良くしたい」と思いつつ、親として何もできないことに疑問を感じるなか、海外では親の力を保育の質向上に積極的に生かしていることを知り、海外事情を調査することへの思いが強まる。編著に「親が参画する保育をつくる 国際比較調査をふまえて」（勁草書房）。

朝日新聞社

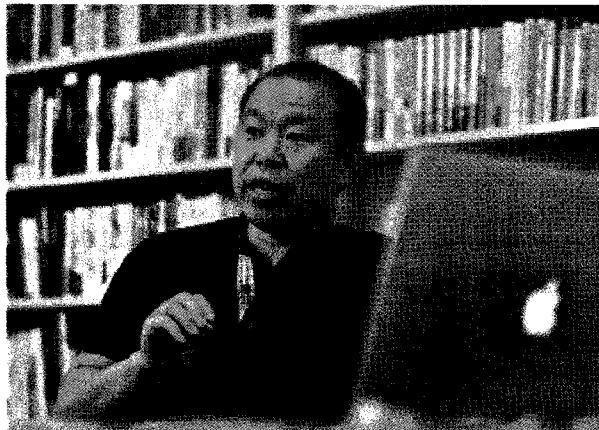
# 「待機児童ゼロ」、目標にすると危険 親の思いと乖離

聞き手・大井田ひろみ

2015年10月5日11時02分



一橋大経済研究所准教授の宇南山卓さん＝瀬戸口翼撮影



自民党総裁に再選された安倍首相は、「1億総活躍社会」を目指すとし、子育て支援として「待機児童ゼロ」などの支援策を掲げた。「待機児童ゼロ」を目標にすることについて、一橋大学経済研究所の宇南山卓准教授に聞いた。

- 待機児童5年ぶり増加 受け皿拡大の期待、申込者急増
- 特集：待機児童問題

——保育所の整備は必要だが、「待機児童ゼロ」を政策の目標にすると問題がある、と指摘していますね。

「安倍首相は成長戦略に『女性の活躍』を位置づけ、それを達成するため、2017年度までに40万人分の保育の受け皿を確保して『待機児童ゼロ』を目指すとしています。少子高齢化が進む日本で、労働力の確保という観点からも女性の活躍を目指すことは適切な政策目的です。その目的を達成するために保育所を整備することも大切です。保育所を整備には、女性の仕事と子育ての両立可能性を高める効果があるからです。ですが、『待機児童ゼロ』を目標にしてしまうと危険です」

「待機児童をゼロにするということは、保育所に入りたい人は全員が入れるという状況を達成することです。ですが、『保育所に入りたい人』の定義があいまいで、自治体ごとに数え方が異なります」

す。『育児休業を延長』などの場合、待機児童にカウントしない自治体があると報じられています。これは、当事者の実感としては『入りたいのに入れない』状況です。『希望している』ということは、定義次第でどうにでもなり、すごく危険です」

#### ■あいまいな定義、自治体の行動をゆがませる可能性も

「このようなあいまいさがある指標を目標にすると、自治体の行動をゆがませる可能性があります。保育所の定員を増やすより定義を変える方が簡単なので、自治体に見かけ上の待機児童を減らす行動を取らせることにもつながりかねません。恣意(しい)的に待機児童の定義から外すような対応になれば、真の問題が隠され、仕事と子育てを両立できるようにしようという本来の問題解決が遅れる可能性があります」

——保育所や定員を増やすことは自治体にとって財政にかかわることです。保育にはどれくらい経費がかかるのでしょうか。

「試算によれば、日々の運営だけでゼロ歳児1人につき1カ月35万円程度の経費がかかるといわれています。保育にかかる費用はゼロ歳児が格段に高く、それ以降は低くなり、4歳では1人あたり1カ月でだいたい8万円くらいになります。これに加えて、保育所を新設するには建物などの固定的な費用もかかります」

#### ■待機児童数と保護者の実感、連動せず

「さらに、自治体が現状把握をゆがませるような行動を取らないとしても、『保育所に入りたい人』の数は、保育所の整備状況に影響を受けます。保育所に入れる可能性がとても低いと、そもそも希望することすら諦めるケースが多くなります。つまり、待機児童数の多さ少なさは、保護者が感じる保育所不足とは必ずしも連動しません。つまり、待機児童がゼロだからといって望ましい状態とはいえないのです」

——確かに、行政が発表する待機児童数と保護者の実感はかけ離れていると感じます。

「保育所がないせいで起こったことは何かというと、子どもを産まなくなったことではないでしょうか。だから待機児童の問題がこれだけ大きくなったのでは。専業主婦になるのではなく、産まなくなるという方向にきてしまい、おそらくそれが少子化の原因の一つでしょう。待機児童ゼロという目標を掲げると、必ず見栄えのいい結果を出そうとする人がいて、それをやると少子化は抑えられない方向に行ってしまう。だから、別の指標をつくる方がいいのではと考えました」

「なぜそのように発想したかということ、保育所の数自体は1990年代にかけて減っているんです。一方、保育所の定員率といわれる、定員と、未就学児の比率はすごく上がっている。厚労省は『保育所が整備されている』と言います。でも絶対数としての保育所は減っている。何が起きているかというと、子どもの数が減って、分母が減るから比率が上がる現象です。どう理解すればいいかというと、働きたい人がたくさんいて、でも保育所がないから産むのをやめて、すると見かけ上の比率が上がる、という状況です。子どもがいないから、という理由で保育所はどんどん廃止される。そうなると、ニーズのとらえ方が間違っていたんだらこうと思いました」

#### ■「潜在的定員率」を提案

——では、どのような指標がよいのでしょうか。

「『潜在的定員率』を提案しています。子どもを潜在的に産むであろう女性の数、例えば20歳前後から40代くらいの女性の人口と、保育所の定員の比率です。子どもや仕事の有無などに関わらず、どれくらい保育所を利用する可能性があるかを表せます。例えば、25歳から44歳の20年間で、1人の女性が子どもを1人、保育所に3年間預けようとする、20年のうち3年保育所を使うこととなります。つまり「20分の3」で15%。潜在的定員率が15%くらいあると、すべての女性が子ども1人を3年くらい保育所に預けられる計算になります。

仕事を続ける女性とやめる女性がだいたい50%ずつだと仮定して、0歳から6年間預ける場合を考えてみましょう。潜在的定員率が15%あれば、子ども1人を6年間預けられる計算です。そのような感覚の数字と理解していただけたら」

——実際の潜在的定員率はどうなっていますか。

「25歳から44歳の女性人口との比率でみると、だいたい10%くらいです。1985年に11.4%で、2005年まではほぼ横ばい。この比率が05年以降少しずつ上がっていて、15年には13~14%くらいになりそうです。保育所の整備が進んだことによると考えます。今、20歳から44歳の女性はだいたい2千万人くらいいます。例えば、安倍政権で40万人分の受け皿を用意すると、潜在的定員率を2%くらい上げられますので、潜在的定員率が15%くらいになり、女性が仕事を続けやすくなるのではと考えています」

——保育所の整備は必要だが、待機児童ゼロを政策目標にするのでなく、そもそもの目的やゴールをはっきりさせることが大切ということでしょうか。

「ゴールというのは、政府がやるからには目標を持たないといけません、今のように財源も保育士も足りない状態で、何か一つできたらみんなが万々歳、という状況はありえません。常に『ここまでやったらこういう効果が出た、さらに続けるべきか』ということが常に問われるべきです」(聞き手・大井田ひろみ)



うなやま・たかし 1974年生まれ。一橋大学経済研究所准教授。専門は日本経済論、経済統計学。家計調査や少子高齢化、女性の労働に関するデータ分析などに取り組む。